

令和3年12月遠野市議会定例会会議録（第1号）

令和3年11月30日（火曜日）

議事日程 第1号

令和3年11月30日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市長の所信表明演述
- 第4 議案第92号 遠野市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 第5 議案第93号 遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第94号 遠野市清養園保養センター条例を廃止する条例の制定について
- 第7 議案第95号 遠野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第96号 遠野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第97号 遠野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第98号 遠野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第99号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について
- 第12 議案第100号 いわて消防通信指令事務協議会の設置の協議について
- 第13 議案第101号 財産の取得について
- 第14 議案第102号 令和3年度遠野市一般会計補正予算（第5号）
- 第15 議案第103号 遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第104号 遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第105号 遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 発議案第5号 遠野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1 会議録署名議員の指名
- 3 日程第2 会期の決定
(議会運営委員長報告、採決)
- 4 日程第3 市長の所信表明演述
- 5 日程第4 議案第92号 遠野市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について、
日程第14 議案第102号 令和3年度遠野市一般会計補正予算（第5号）まで
(提案理由の説明、質疑)
- 6 日程第15 議案第103号 遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 7 日程第16 議案第104号 遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 8 日程第17 議案第105号 遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 9 日程第18 発議案第5号 遠野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

出席議員（18名）

- 1 番 小 松 正 真 君
- 2 番 佐々木 恵美子 君

3	番	菊池	浩士	君
4	番	佐々木	敦緒	君
5	番	佐々木	僚平	君
6	番	小林	立栄	君
7	番	菊池	美也	君
8	番	萩野	幸弘	君
9	番	瀧本	孝一	君
10	番	多田	勉	君
11	番	菊池	由紀夫	君
12	番	菊池	巳喜男	君
13	番	照井	文雄	君
14	番	荒川	栄悦	君
15	番	安部	重幸	君
16	番	新田	勝見	君
17	番	佐々木	大三郎	君
18	番	浅沼	幸雄	君

欠席議員

なし

事務局職員出席者

事務局次主	局長	朝倉	宏孝	君
	長	千葉	芳治	君
	査	多田	倫久	君

説明のため出席した者

市長	多田	一彦	君
副市長	鈴木	惣喜	君
総務企画部長	鈴木	英呂	君
総務企画部経営管理担当部長 兼新型コロナウイルス対策室長	菊池	享	君
健康福祉部長 兼健康福祉の里所長 兼地域包括支援センター所長	菊池	寿	君
健康福祉部医療連携特命部長 兼総務企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	佐々木	一富	君
子育て応援部長 兼総合食育課長	磯谷	洋子	君
産業部長	阿部	順郎	君
環境整備部長 兼まちづくり推進課長	奥寺	国博	君
会計管理者 兼会計課長	鈴木	純子	君

消防本部消防長	三松	丈宏	君
市民センター所長	新田	順子	君
市民センター多文化共生 ・本の森特命部長	石田	久男	君
教育長	菊池	広親	君
教育委員会事務局教育部長 兼学校教育課学校総務担当課長	伊藤	貴行	君
選挙管理委員会委員長	菅沼	隆子	君
代表監査委員	佐々木	資光	君
農業委員会会長	千葉	勝義	君

午前10時01分 開会・開議

○議長（浅沼幸雄君） これより令和3年12月遠野市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、副市長の紹介を行います。

当席より指名いたしますので登壇の上、自己紹介をお願いいたします。菅沼選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長菅沼隆子君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（菅沼隆子君） 私は、先に開かれました、選挙管理委員会臨時会において、4人の委員の中から委員長に、指名、推薦されました、菅沼隆子と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

私ども選挙管理委員会は、いついかなるときも選挙の必要が生じたときは、その選挙事務を執行するのが役目でございます。

残念ながら、当市に限らず昨今は、いろいろな選挙において投票のたびに、投票率が落ちてきているという現実がございます。

選挙とは、有権者がその政治に参画する大事な場であることから、私どもの仕事は法に従い、選挙を適切かつ公正に執行することであり、多くの市民、多くの有権者の方々に、投票所に行って投票してもらえるように、啓発活動をしていくことも私たちの大事な仕事でございます。

私どもと一緒に各地域において活動していただいている、明るい選挙推進協議会委員の皆様

様のお力を借り、選挙管理委員会事務局職員とともによりいっそう選挙事務に取り組んでまいりますので、これからもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、佐々木代表監査委員。

〔代表監査委員佐々木資光君登壇〕

○代表監査委員（佐々木資光君） 先頃、退任されました佐藤サヨ子前代表監査委員の後任として、このたび11月25日から代表監査委員を務めさせていただいております佐々木資光でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

代表監査委員の名と職責を汚さぬよう、監査委員の果たすべき職務の重要性を改めて十分に認識いたしまして、これまでの経験を基に本市の行財政運営における健全性及び透明性の確保に寄与できるよう、自己研鑽に励み、適切な監査業務の遂行に努めてまいりたいと思ひます。

また、新たに就任された多田博子監査委員とともに、市民の福祉の向上、市政の信頼確保に資することを目的に、事務の管理及び執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されていることを、公正不偏な立場として推進をしてまいりたいと思っております。

つきましては、市当局、議員各位、また市民の皆様への厳しい御指導、御鞭撻を賜りたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、鈴木副市長。

〔副市長鈴木惣喜君登壇〕

○副市長（鈴木惣喜君） 改めまして、おはようございます。遠野市議会12月定例会開会にあたり、挨拶の一端を述べさせていただきます。

多田市長の命により、副市長の重責を担わせていただくことになりました鈴木惣喜です。改めてその職責の重さと大きさに身が引き締まる思いでいっぱいでございます。

市民の命と暮らしを守る、市民の皆様と話し合いまちづくりを進めるという多田市長の基本姿勢の下で、人口減少対策、新型コロナ禍で

の産業振興策、新たな地域づくりへの支援、多発する自然災害への対応など、山積する市政課題の解決のために、市長の補助者として職員と力を合わせ、恐れず、迷わず、決然と誠心誠意努めてまいります。

元より、微力の私でございます。

議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願ひ申し上げましてあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

諸般の報告

○議長（浅沼幸雄君） 次に、諸般の報告をいたします。

市長から議案の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願ひます。

次に、市長から報告第17号1件の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願ひます。

次に、監査委員から令和3年度定期監査（前期）の結果について、例月現金出納検査の結果についての報告書2件を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願ひます。

次に、今定例会に提出されました、請願扱いしない陳情2件につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願ひます。

次に、令和3年8月28日から令和3年11月26日までの議会活動状況を記載した事務日誌をお手元に配付しておきましたから、御了承願ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅沼幸雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、15番安部重幸君、16番新田勝見君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、菊池由紀夫君。

〔議会運営委員長菊池由紀夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池由紀夫君） 命によりまして、議会運営委員会の御報告をいたします。

11月26日午後3時から議会運営委員会を開催し、令和3年12月遠野市議会定例会の会期を本日11月30日から12月10日までの11日間といたしました。

会期内の予定表については、既に議員各位に配付しておきましたが、若干の説明を加えさせていただきます。

本日は、会期の決定後、議案第92号から議案第102号までの11議案の提案理由の説明が行われます。提案理由の説明の後、予算等審査特別委員会を設置し、同委員会への付託となります。

次に、議案第103号から議案第105号までの3議案の提案理由の説明が行われ、本日採決を行います。

次に、発議案第5号について、提出者から提案理由の説明が行われ、採決を行います。

なお、本日、本会議終了後、予算等審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選いたします。

12月1日は常任委員会調査、2日は調査報告及び論点整理のため議員全員協議会、3日から5日までの3日間は議案調査及び休日のため休会となります。

12月6日から8日までの3日間は午前10時から一般質問を行います。

一般質問の通告は12名であります。

なお、12月7日は発議案の締切日となっておりますので、念のため申し添えます。

12月8日は一般質問終了後から9日まで予算等審査特別委員会での議案審査となります。

最終日の12月10日は午後1時から議員全員

協議会、午後2時から本会議を開催いたします。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から12月10日までの11日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月10日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 市長の所信表明演述

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第3、市長の所信表明演述であります。多田市長。

〔市長多田一彦君登壇〕

○市長（多田一彦君） 本日ここに、令和3年12月遠野市議会定例会が開会されるにあたり、市長就任の挨拶を申し上げますとともに、今後の市政運営に対する私の所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたくお願い申し上げます。

このたびの選挙において市内各所に足を運び、市民の皆様と対話を重ねるなかで多くの方々から「ふるさと遠野」を大切にそして誇りに思っていることを改めて強く感じ、うれしく思いました。

また一方では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、多くのイベントが中止となり、市内経済も低迷を続けるなど先行きが不透明な状況であり、市民の皆様のやりきれない思いや閉塞感も漂っておりました。

このような状況のなか、このたび市民の皆様への負託に応えるべく、第2代遠野市長として遠野市政を担わせていただくこととなりました。

私が市政への思いを強くしたのは、あの東日本大震災でした。

多くの仲間とともに「NPO法人遠野まごころネット」を結成し、被災地支援とボランテ

ィアの受入れに奔走していたとき、損得なしに動く遠野市民のこころの豊かさ、温かさに心を打たれました。

私の座右の銘「人生意気に感ず」が現実となった光景を目の当たりにして、「市民一人一人の可能性を活かすリーダーとして、このまちをもっと良くしたい」と突き動かされました。

遠野市が持つ底力と、この地を愛する市民一人一人の思いを一つにしていくことで、夢と希望の持てる遠野市に向けて、必ずや道を切り開くことができると確信しています。

個人の価値観や社会の構造が大きく変わり、さらには全国的に想定外の自然災害が発生するなかにもありますが、私自身が先頭に立ち、新しい時代へ挑戦を続けてまいります。

それでは、市政運営に対する私の考えを申し上げます。

第2次遠野市総合計画の基本理念である、「遠野スタイルの創造・発展」を尊重し、その実現に向けた取組の推進により、持続可能なまちづくりによる「永遠の日本のふるさと遠野」の実現を目指してまいります。

少子高齢化・人口減少が進むなかで、ポストコロナを見据えた新たな仕組みづくりを進める必要があるなど、現在、市では多くの課題を抱えていることから、その解決のため、様々な取組をさらに充実させていくことが必要であります。

しかしながら、行政だけの取組では人的にも財政的にも限界があり、思うように課題を解決することが困難なことも多々あり、そのため、まずはその課題を市民の皆様と今一度共有し、対話を重ねながら新たな仕組みづくりを進め、官民が一体となって遠野ならではの資源を活かした施策を展開していくことが必要です。

このことから、なによりも現場の声を活かすため、市民の皆様と語り合う機会をできるだけ多く設けてまいります。

多くの市民の皆様に参加いただくことで、政策決定に至る過程と予算配分の透明性を確保し、これまで以上に開かれた行政を目指してま

まいります。

市の財政状況については、市税などの自主財源が少なく、国の地方交付税などに依存する構造となっており、近年は財政調整基金などの主要基金も減少しつつあります。

令和3年度を初年度とする、第四次遠野市健全財政5カ年計画を着実に推進し、これまでの市民の皆様からの要望を踏まえつつ、既存事業の検証・見直しを行いながら財源の確保に努め、実現に向けた再検討を行ってまいります。

また、歳入の確保に向けて、特に「ふるさと納税」をより一層全国から広く募ることができるよう、遠野の魅力の掘り起こしと効果的な情報発信に努めてまいります。

市役所の機能強化については、急速に変化する社会情勢、ICTをはじめとする技術革新に対応するため、組織体制の再構築を行い市民の皆様に分かりやすく機能的な体制を構築いたします。

しかしながら、世界は激動の時代を迎えており、これまでの経験的法則が当てはまらないことが次々と発生しています。

こうした変化のなかで、既存のルールや仕組みでは対応しきれない事案の発生もありうることから、その状況に応じて組織の枠組みを越えて柔軟に対応していくことも必要であると感じております。

また、職員の能力を一層引き出すことができる環境づくりを進め、若い職員が積極的にアイデアを企画・提案し、市の施策に反映させることのできる仕組みづくりを進めてまいります。

次に、私が公約として掲げた「市民の命と暮らしを守る」の実現のために、私が掲げたまちづくりに関する5つのビジョンについて、それぞれ所見を述べさせていただきます。

はじめに、「安心して暮らせるまち」についてであります。

本年4月から、市内の全地区において「支え合う小さな拠点による地域づくり」の取組が本格的に始まっております。その取組をさらに

進化させ、地域住民みんなが参画できる地域づくりが実現できるよう、地区センターの多機能拠点化を図るなど、地域偏在の解消に努めてまいります。

また、人口減少に対応する地域の人材確保を図るため、行政区の再編による地域組織の強化に取り組むとともに、現役世代の方々が積極的に地域づくりに関わることができる仕組みづくりを進め、「地域力」を高めるような施策に取り組んでまいります。

また、「地域力」の高まりとともに、併せて消防団の組織再編を行うことで「防災力」も高まっていくものと考えており、消防団員の待遇改善を図りつつ団員の確保に努め、災害に強い地域づくりを推進してまいります。

さらには、既存の公共交通体系にとらわれない新交通システムの導入に向け、構造改革特区の活用も視野に入れながら検討を進め、地域の皆様にとって便利で利用しやすい地域公共交通システムを構築できるよう取り組んでまいります。

次に、「市内で経済循環するまち」についてであります。

遠野市の基幹産業である農林畜産業の活性化を図るため、「農業経営の見える化」を推進し、農業で生活設計ができるよう高収益農家の拡大を図り新規就農の促進と、グループ化・法人化による経営の多角化支援に努めてまいります。

また、将来的に遠野農業の「担い手」となりうる「働き手」の確保に向けて取り組んでまいります。

林業振興については、「遠野市ふるさとの森を育み木と暮らすまち条例」に基づき、市、森林所有者、林業・木材産業・建築関係の事業者が相互に連携しながら、森林の有する多面的機能の維持及び遠野産材などの利用の促進に取り組む、「遠野の家」のブランド化に向けて関係者と協議を行いながら取組の強化を図ってまいります。

地域産業の振興については、地元企業と対

話を重ねながら望ましい市内産業の在り方を模索するとともに、ソフト系企業の誘致などにより地元企業と連動した事業展開へとつなげるなど、市内全体の経済が循環する仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、遠野東工業団地をはじめとした「ものづくり産業」の集積化に向けて、県と連携した取組を推進してまいります。

将来に向けた観光戦略については、コロナ禍により個人の価値観や社会の構造に大きな変化が生じており、新たなニーズに応じた自然体験型観光などの遠野ならではの魅力的な観光メニューの開発や、SNSなどを通じたグローバルな情報発信に努めてまいります。

続いて、「みんなでつくる福祉のまち」についてであります。

本年、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。遠野市は「先導的共生社会ホストタウン」の認定を受け、「こころのバリアフリー」の実現に取り組んでおります。

この取組を子どもから大人まで広げるとともに、障がいのある方々が自らの可能性を広げられるよう、学びの機会を創り出し、多様な意見を伺いながらユニバーサルデザインのまちづくりを推進してまいります。

また、福祉・介護事業の充実に努め、施設入所待機者の解消を図るとともに、介護現場で働く人材の確保・育成と、その人材を支える仕組みづくりを同時に進めながら福祉事業が産業として確立できるよう努めてまいります。

加えて、各地域に「まるごと相談員」を配置し様々な理由により、日常生活に不便を抱えている方々に寄り添った支援と相談支援機能の充実に努めてまいります。

続いて、「人の可能性がひろがるまち」についてであります。

遠野市は、世界に誇れる郷土芸能を数多く有しております。また、柳田國男先生の「遠野物語」に代表される、民話・昔話などの民俗文化の宝庫であります。

こうした遠野ならではの歴史や文化を活かした遠野独自の教育、遠野でしかできない学びの充実を図り、遠野の子どもたちが将来遠野で生まれ育ったことを誇れるよう、学校と地域が一体となって、子どもたちを育む「コミュニティ・スクール」の導入に向けた支援など、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える教育環境の整備に取り組んでまいります。

また、次世代の地域社会をリードしグローバルに活躍できる人材の育成を図るため、様々な国や地域、知識や技術を有する多様な人材を遠野に招聘し、様々な学びの機会を得られるよう努めてまいります。

さらに、サッカーや野球、陸上競技などをはじめとする、多様なスポーツの振興に取り組み、将来、遠野からオリンピック選手を輩出できるように、指導者の育成や競技環境の充実を図ってまいります。

子育て環境の充実については、安心安全な周産期医療の充実に向けて、引き続き産婦人科や小児科の医師の招聘に取り組むとともに、母子の体と心の健康を守るため、産前産後サポート及び産後ケアの充実に取り組んでまいります。

特に、出産する妊婦の負担を少しでも軽減することができるよう、産婦人科医院の近くで待機宿泊することが可能な仕組みを、新たに構築いたします。

また、保育所等における子育て支援の充実と、職員の負担軽減に向けて保育現場との懇談の場を設けてまいります。

世界的建築家である安藤忠雄先生から御提案・御協力いただき、本年7月にオープンした「こども本の森遠野」は、子どもたちが本に親しむことで夢を育み、未来への可能性を広げる場所です。

次の時代を担う子どもたちが、この「こども本の森遠野」で多くの夢を描き、やがて世界に羽ばたくことができるよう適切な運営と多様な学びの創出に努めてまいります。

最後に、「風土を守り継承するまち」についてであります。

私たちは、遠野の貴重な財産である自然や景観、郷土芸能や郷土食などの文化や風習を大切にし、次の世代に引き継いでまいります。

自然環境については、地球規模の環境問題である温室効果ガス、いわゆる二酸化炭素の排出抑制に向けた取組の推進も必要であり、自然や景観との調和・共存を視野に入れながら、環境負担の少ない小水力発電などの再生可能エネルギーの導入に向けた検討を進めてまいります。

また、民間事業者の乱開発などにより自然環境が損なわれ、災害の発生につながる事例が全国的に発生していることから、開発行為に対する遠野市独自の基準を設けることを検討してまいります。

市内で今なお続く郷土芸能などの伝承活動は、地域のつながりを強め絆を強めていくことから、これら伝承活動への支援を行い地域の活性化に取り組んでまいります。

また、遠野の風土で生まれた郷土食は私たちの貴重な財産であり、遠野を訪れた方にとって何よりの魅力であることから、市民の「おもてなしのこころ」と共に引き継ぎ、その魅力発信に努めてまいります。

以上、私が公約として掲げた事項を中心に、まちづくりに関する5つのビジョンについて述べさせていただきました。

これら5つのビジョンは、遠野市の最上位計画である「遠野市総合計画」の5つの大綱につながるものであり、これまでのまちづくりを継続しつつ、さらに発展させていこうという内容であります。

私は、まちづくりを進めるにあたって最も大切なことは「まちづくりの主役は、市民一人一人である」ということだと思っています。

そして、市民の皆様と対話を重ね課題を抽出しその解決に努めること、市民の思いを受け止め魅力あるまちを創っていくことが市長の責務であると考えております。

まちづくりの取組は、市役所のみで実現できるのではなく市民の皆様、市内の企業・団体の皆様のお力がなければ、実現は不可能です。

市役所だけではない、市民だけでもない、私たち一人一人が市政に参画できるまちを目指してまいります。

平成17年10月に新遠野市が誕生いたしました。

以来、16年の長きにわたって遠野市政を率いて来られた本田前市長が現在の遠野市の礎を築き上げるとともに、遠野市総合計画の基本理念である「遠野スタイルの創造・発展」に向けて、ひたむきに取り組んでこられました。

その功績に改めて敬意を表するとともに、私もその理念の実現に向け引き続き遠野市総合計画の推進に取り組んでいく所存であります。

私は、遠野市長を務めるにあたり、大切にしたい言葉があります。

それは、「温故知新」であります。

「古きを訪ねて、新しきを知る」とも読めますが、過去のことを調べ、学び、そこで得られた知見を活かして、新たな知識を得て、実践につなげるということであります。

遠野市には、各地域で培われ引き継がれてきた地域づくりの原点でもある郷土芸能などの様々な「地域資源」があります。地域の可能性を引き出し、さらに磨きをかけ古くて新しいまちづくりの原動力につなげることで、懐かしさを覚える「宿場町」のような賑わいを、各地域に創り出してまいりたいと考えております。

一人ひとりの個性が輝き、互いに尊重し合えるまちをつくることが私の願いです。

これは「誰一人取り残さない」という考え方のもと、国連が定めた国際目標の「SDGs」の理念と通じるものであり、遠野市のまちづくりの取組を通して世界の大きな目標の達成につなげてまいります。

先に述べました、私の座右の銘「人生意気に感ず」とは「人は、相手の志や思いの深さに感じて仕事をする」という意味でもあります。

この初心を忘れることなくこれからの市政運営にあたっては、市民の皆様と明るく楽しく夢のある遠野を目指して私と市職員が一丸となり、常に挑戦する気概を持ち続け開拓精神で未来を切り開いてまいります。

以上、市政運営にあたっての私の所信を述べさせていただきましたが、その実現に向け具体的に取り組む内容につきましては、令和4年3月市議会定例会において改めて施政方針としてお示しさせていただきます。

終わりに、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げ、市長就任にあたっての私の所信表明といたします。

御清聴ありがとうございます。

○議長（浅沼幸雄君） 10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 議案第92号遠野市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてから、

日程第14 議案第102号令和3年度遠野市一般会計補正予算（第5号）まで。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第4、議案第92号遠野市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてから、日程第14、議案第102号令和3年度遠野市一般会計補正予算（第5号）までの11件を一括議題といたします。

各案件について、提出者の説明を求めます。鈴木副市長。

〔副市長鈴木惣喜君登壇〕

○副市長（鈴木惣喜君） 命によりまして、令和3年12月遠野市議会定例会に提出しました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第92号遠野市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定については、工場立地法の規定に基づき市内における製造業等の設備投資の促進を図るため、同法に基づいて公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、制定しようとするものであります。

次に、議案第93号遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定については、市内全域の光ファイバーケーブル

整備に伴う所要の改正とともに、遠野テレビの管理を指定管理者に行わせることができる旨の規定を追加しようとするものであります。

次に、議案第94号遠野市清養園保養センター条例を廃止する条例の制定については、本年末をもって遠野市清養園保養センターを廃止しようとするものであります。

次に、議案第95号遠野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改定しようとするものであります。

次に、議案第96号遠野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新の際に手数料を徴収することとする等の改正をしようとするものであります。

次に、議案第97号遠野市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、排水設備工事指定店の指定の申請及び指定の更新の申請の際に手数料を徴収することとする等の改正をしようとするものであります。

次に、議案第98号等遠野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係する4条例の所要の改正を一括して行おうとするものであります。

次に、議案第99号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議については、令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約を変更することに係る地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議に関し、同法第290条の規定により、岩手県市町村総合事務組合を組織する関係地方公共団体である、当市の議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第100号いわて消防通信指令事務

協議会の設置の協議については、消防通信指令に関する事務を県内の関係団体が共同で管理及び執行するため地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づく協議会を設置することの協議に関し同条第3項の規定により、関係地方公共団体である通しの議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第101号財産の取得については、老朽化した廃止路線代替バスを更新するため、小型バスを取得しようとする事に関し、地方自治法第96条第3項第8号及び遠野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第102号令和3年度遠野市一般会計補正予算（第5号）については、第1条歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,910万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ185億7,588万6,000円にしようとするものであります。

今回の補正予算の主な内容は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に向けた体制確保事業費や高齢者世帯、障がい者世帯など、市民税非課税の世帯を対象とした冬期の生活用品等の購入支援補助金のほか、国、県等の補助事業内示に伴う事業費の調整など、補正予算第4号編成後に生じた緊急かつ臨時的な経費について補正しようとするものであります。

このほか、第2条繰越明許費の補正は、小学生・中学生医療費給付事業費など、3事業の事業費を翌年度に繰り越して使用することができる経費に追加しようとするもの。

第3条債務負担行為の補正は、令和4年4月1日からの契約履行を要する各種業務委託契約等の契約事務を本年度中に行うことができるよう追加し及び若年者定着促進家賃補助に係る債務負担の限度額を変更しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑を許しま

す。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号遠野市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてから、議案第102号令和3年度遠野市一般会計補正予算(第5号)までの11件については、議長を除く17人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第102号までの11件については、17人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において、議長を除く全議員を指名いたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議長を除く全議員を予算等審査特別委員に選任することに決しました。

なお、予算等審査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日会議終了後、会議室にてこれを招集いたします。改めて招集状を差し上げませんので、御了承願います。

日程第15 議案第103号遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(浅沼幸雄君) 次に、日程第15、議案第103号遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

とします。

本案について、提出者の説明を求めます。鈴木副市長。

[副市長鈴木惣喜君登壇]

○副市長(鈴木惣喜君) 命によりまして、追加して提出しました議案第103号遠野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

この条例は、岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告に伴う岩手県職員の給与改定に準じて、遠野市一般職の職員に対して支給する期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(浅沼幸雄君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番佐々木敦緒君。

○4番(佐々木敦緒君) 佐々木敦緒であります。一般職の期末手当等を減額をしたいという提案でございました。

質問であります。本市のラスパイレス、いわゆる国の職員を100とした場合において地方公共団体の職員の給与、いくらになっておるのかお聞きします。

○議長(浅沼幸雄君) 総務企画部長。

○総務企画部長(鈴木英呂君) お答えいたします。98でございます。

○議長(浅沼幸雄君) 4番佐々木敦緒君。

○4番(佐々木敦緒君) 私の手元にある資料、データでは、令和2年4月1日現在98.1と、令和3年においては機構改革等々退職者もありました。

したがって、さらにラスパイレスが下がっているんじゃないかというふうには私は見ております。この中で職員の皆様はコロナ禍のウイルス対策において、接種において、随分頑張られたというふうに見ておりまして、この時において、なぜ下げなければならないんでしょう。そのことについてお伺いします。

○議長(浅沼幸雄君) 総務企画部長。

○総務企画部長（鈴木英呂君） 職員の給料は、地方公務員法の規定により、国家公務員のみならず他の地方公共団体の職員や民間企業従事者の給与等との均衡を考慮するとともに、社会一般の情勢に適応するように適切な措置を講じなければならぬとされております。市民理解を得るためにも、民間企業の状況を反映した岩手県人事委員会勧告を速やかに実施することが適当であると考えられることから、このような提案となった次第であります。

○議長（浅沼幸雄君） 4番佐々木敦緒君。3回目でございます。

○4番（佐々木敦緒君） 今の御説明わからないことではない。しかしながらコロナで滞っている経済状況、飲食店も辛い。給料が上がることを、賞与が上がることによって買い物もできると、そうしたことによって市内の経済が循環すると、そういうふうに私は思ってるんです。

確かに、民間企業と比較をして人事院勧告があるということも分かっておりますが、ラスパイレス100を超えている全国的には市町村もあるんです。遠野はそれでもならって減額をしようとするのか、もう少し詳しくそのところを御説明いただきたいと思っております。

○議長（浅沼幸雄君） 総務企画部長。

○総務企画部長（鈴木英呂君） 今答弁いたしましたとおり、民間企業との給与との差額であるとかを考慮しての国の人事委員会並びに岩手県の人事委員会の勧告ということで、それらに準じた形ということになります。

議員がおっしゃるラスパイレス指数等も考慮することはそのとおりでございますが、遠野市の財政状況であるとか市内の経済状況であるとかというところを考慮して、このような今回の提案ということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（浅沼幸雄君） 他に質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となってお

ります議案第103号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第103号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅沼幸雄君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第103号遠野市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第16、議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。鈴木副市長。

〔副市長鈴木惣喜君登壇〕

○副市長（鈴木惣喜君） 命によりまして、追加して提出しました議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

この条例は、遠野市特別職の職員に対して支給する期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第104号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅沼幸雄君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第104号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第105号遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第17、議案第105号遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。鈴木副市長。

〔副市長鈴木惣喜君登壇〕

○副市長（鈴木惣喜君） 命によりまして、追

加して提出しました議案第105号遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

この条例は、遠野市会計年度任用職員対して支給する期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番佐々木恵美子君。

2番（佐々木恵美子君） 市の会計年度任用職員につきましても、地域おこし協力隊もその会計年度任用職員というふうになっているかと思っております。今回のように減額とみられる状況につきましてですが、国のほうからは隊員1人当たりの予算等が決められて当市のほうに来ているかと思うんですが、その差額分についてはどのように考えたらよろしいですか。今後の活動費等に充てられるっていう考えでよろしいでしょうかお伺いします。

○議長（浅沼幸雄君） 産業部長。

○産業部長（阿部順郎君） お答えいたします。人件費相当になりますので、減額相当額は予算から減額をして、これは他の用途には使わないということになります。

○議長（浅沼幸雄君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第105号については会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第105号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅沼幸雄君) 着席願います。起立全員であります。よって、議案第105号遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第5号遠野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(浅沼幸雄君) 次に、日程第18、発議案第5号遠野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項の規定により、遠野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議案の提出がありますので、提案者の説明を求めます。9番瀧本孝一君。

[9番瀧本孝一君登壇]

○9番(瀧本孝一君) 発議案第5号遠野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

コロナ禍の影響による長引く景気低迷で、市内飲食業や企業等の雇用状況が悪化するとともに、従業員の給与やボーナスが減額されている状況にあります。さらには、本市の基幹産業である一次産業にも影響が出ていることを考慮し、一般職及び特別職に対する県人事委員会の勧告を踏まえて、議長、副議長及び議員に対して支給する期末手当の額を次のように改定しようとするものであります。

本年12月の期末手当については、現行から0.1カ月分減額し1.525カ月分に改め、令和4年度

以降の期末手当の支給割合については6月及び12月分を、現行から0.05カ月分減額し、それぞれ、1.575カ月に改めようとするものであります。

遠野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年遠野市条例第40号)の一部を改正する条例の条文についてのご説明は省略させていただきますが、この条例の施行については本年12月の期末手当に係る改正が令和3年12月1日から、令和4年度以降の支給の期末手当に係る改正については令和4年4月1日から施行するものであります。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長(浅沼幸雄君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 討論を終結いたします。これより発議案第5号を採決いたします。本案は提案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅沼幸雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり決しました。

散 会

○議長(浅沼幸雄君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時17分 散会

